1 全体事項

計画地内には、既に交通渋滞が発生している路線があり、本事業の実施によりさらなる渋滞の悪化が懸念される。このことから、関係機関との協議を進め、交通解析結果に基づいた交差 点改良を実施するなど、交通負荷を軽減するための交通対策を確実に実施すること。

2 個別事項

(大気環境)

(1) 供用後の施設関連車両の走行に伴う大気質及び騒音、振動に係る影響について、本事業の 発生交通量の多い路線(市道中の坂線及び市道北畑入山線)の沿道においても、調査、予測 及び評価を実施し、地域住民への説明を行ったうえで、必要な環境保全措置を講じること。

(土壤環境、廃棄物等)

(2) 仮設沈砂池に堆積した土砂を盛土材として再利用する際には、適切な土壌改良を行うとともに、その具体的な内容を環境影響評価書に記載すること。

(植物、景観、自然との触れ合いの場)

- (3) 計画地内に整備する工業地及び商業地においては、近傍の路線上からの眺望について調査、予測及び評価を実施し、近景にも配慮した緑化計画及び景観計画を検討すること。また、緑化にあたっては、当該地域の環境に適した樹種の植栽を検討すること。
- (4) 調整池の設置にあたっては、景観や自然との触れ合いに配慮した緑化空間や水辺空間等の 創出を検討すること。